

## 利根川下流流域治水協議会（仮称）の設立趣旨について

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく堤防の整備、河道掘削、調節池整備等や、利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

## 利根川下流流域治水協議会（仮称） 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「利根川下流流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、利根川下流において、関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（利根川下流の区間）

第3条 本規約における「利根川下流」とは、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所が所管する区間をいう。

（協議会の構成）

第4条 本協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 利根川下流域で行う流域治水の全体像の検討・共有
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む利根川下流の「流域治水プロジェクト」の策定と公表（変更及び公表も含む。）
- 三 利根川下流の「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 前三項に掲げる事項のほか、流域治水に関して必要な事項

（協議会の運営）

第6条 協議会は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長（以下「事務所長」という。）が招集するものとする。

- 2 協議会の構成員は、事務所長に対し、協議会の開催を求めることができるものとする。
- 3 協議会の運営は、事務所長及び事務局が行うものとする。
- 4 協議会に出席できない構成員は、書面（電子メールを含む。以下同じ。）により資料及び意見を提出することができる。
- 5 協議会が開催できない場合は、構成員からの書面による意思表示によって、協議会開催に替えることができるものとする。

（協議会の公開等）

第7条 協議会は、報道機関を通じて公開するものとする。

- 2 協議会で使用した書類及び電子データ（以下「資料等」という。）について、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切ではない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表

するものとする。

(流域治水プロジェクト作成にかかる調整)

第8条 利根川下流の「流域治水プロジェクト」は、利根川・江戸川流域治水プロジェクト（以下「全体プロジェクト」という。）の一部であるため、他の区間の流域治水プロジェクトとの間で内容の調整を行うことがある。

- 2 前項の調整は、事務所長及び事務局が行う。調整の結果、利根川下流の「流域治水プロジェクト」の内容の変更が必要となる場合には、協議会に諮った上で、変更を行うものとする。
- 3 全体プロジェクトが作成及び公表された場合は、事務所長は全体プロジェクトを構成員に速やかに送付するものとする。

(構成員以外の参加)

第9条 事務所長は、必要と認めるとき、第4条に掲げる事項を実施するため、専門的な学識を有する者又は有効な知見若しくは経験等を有する者（以下「専門家等」という。）を協議会に参加させることができるものとする。

- 2 協議会の構成員は、事務所長に対し、専門家等の参加を要求することができるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所調査課に置く。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項は、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和2年 月 日から施行する。

別 表

茨城県取手市長
茨城県龍ヶ崎市長
茨城県北相馬郡利根町長
茨城県稲敷郡河内町長
茨城県稲敷市長
茨城県神栖市長
千葉県我孫子市長
千葉県柏市長
千葉県印西市長
千葉県印旛郡栄町長
千葉県成田市長
千葉県香取郡神崎町長
千葉県香取市長
千葉県香取郡東庄町長
千葉県銚子市長
茨城県土木部河川課長
千葉県県土整備部河川整備課長
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長

# 協議会での実施事項と今後の進め方について

## 【実施事項】

- 流域治水の全体像を共有・検討。
- 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。等

## 【今後の進め方】

### 協議会設置

- ・ 流域治水プロジェクトとは
- ・ 協議会での実施事項、進め方等
- ・ 流域対策の共有と検討について
- ・ 県管理区間（整備計画策定河川）の事業メニューの確認 等

9月中（予定）

流域治水プロジェクト(案)公表

- ・ 国・県管理区間における「河川に関する対策」を図示
- ・ 「流域に関する対策」(案)の記載
- ・ 「避難・水防に関する対策」(案)の記載 等

※協議会は適宜開催

- ・ 検討している流域に関する対策を適宜反映

令和3年3月  
（予定）

流域治水プロジェクト(最終版)公表

- ・ 「河川に関する対策」「流域に関する対策」「避難・水防等に関する対策」のとりまとめ。

協議会の枠組み比較表

		流域治水協議会	大規模氾濫減災協議会
対象期間		河川対策については、河川整備計画対象期間	H29～R3の5か年（緊急行動計画対象期間）
協議会の位置付け		総力戦で進む防災・減災プロジェクト	水防法第15条の10に基づく法定協議会
目的		水害の激甚化・頻発化に備えた流域全体で水害を軽減させる治水対策の計画的な推進	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減
主な対策		戦後最大規模の洪水などの具体的な目標に対する治水対策	水害発生後の被害の軽減に向けた対策
実施方針		・当該河川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討 ・河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む 「流域治水プロジェクト」の策定・公表	・洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報の共有 ・実施している現状の減災に係る取組状況の共有 ・浸水被害軽減を実現するために実施する取組事項についての協議・共有
関係法令		一	水防法第15条の9及び第15条の10
	河川における対策	1) 河川に関する対策 国や都道府県等の河川整備計画に基づき進められている河川整備やダム建設の状況等の確認・点検	① 円滑かつ迅速な避難のための取組 ①-1 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ・危機管理型ハード対策 ・河川防災ステーションの整備等 (※ソフト対策に資する対策)
	流域における対策	2) 流域に関する対策 以下の事項について、これまでの取組の状況等の共有と連携して実施する具体的な施策の検討 ① 下水道に関する対策 ・雨水貯留施設、排水施設の整備、施設の耐水化等 ② 流出抑制に関する対策 ・防災調整池等の雨水貯留・浸透施設の整備 ・民間事業者や住民による流出抑制対策（建物内貯留や各戸貯留等）への支援 ③ 土地の安全 ・土地利用や住まい方に関する対策 ・災害危険区域の指定や、土地利用規制・誘導 ・家屋移転、宅地かさ上げ等への支援 ④ 浸水拡大抑制に関する対策 ・盛土構造物の保全、二線堤整備 ⑤ 利水ダムに関する対策 ・事前放流の実施及び洪水貯留のための放流管等の整備	③ 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等の共有・連絡体制の構築等
取組事項	ソフト対策	3) 避難・水防等に関する対策 情報伝達、避難計画、水防に関する事項等、大規模氾濫減災協議会における取組の状況等の確認・点検	① 円滑かつ迅速な避難のための取組 ①-1 情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認等 ①-2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 ①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ・洪水予測や水位情報の提供の強化等 ② 一1 水防体制に関する事項 ・重要水防箇所の確認等 ②-2 多様な主体による被害軽減対策に関する事項 ・災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実等 ④ 防災施設の整備等 ・重要インフラの機能確保 ⑤ その他 ・災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・災害情報の共有体制の強化

【概念イメージ】

